

山口労発基 0226 第5号
令和8年2月26日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等
(代替化学名等関係)の施行について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和8年厚生労働省令第3号。以下「整備省令」という。)が令和8年1月20日に公布され、労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの(厚生労働大臣告示第42号。以下「告示」という。)並びに通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針(通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第1号。以下「指針」という。)が令和8年2月20日にそれぞれ告示等され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されるところです。

これらの整備省令、告示及び指針の内容等については、別添のとおりです。傘下会員事業場等への周知に御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

